

## ○三条地域水道用水供給企業団庁舎防火管理規程

平成 8年 3月 8日  
規 程 第 4 号

（趣旨）

**第1条** この規程は、三条地域水道用水供給企業団の庁舎（附属建築物を含む。以下「庁舎」という。）の防火管理について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（防火管理責任者）

**第2条** 庁舎の防火管理に関する業務は、防火管理責任者が行う。

2 防火管理責任者は、企業長が指定する者をもって充てる。

（防火責任者）

**第3条** 防火管理責任者は、庁舎の防火管理の徹底を期するため、防火責任者を置く。

2 防火責任者は、防火管理責任者の職務を補助する。

（火元責任者）

**第4条** 防火管理責任者は、庁舎内における火災の発生を予防するため、場及び所に火元責任者を置く。

2 火元責任者は、防火責任者の指示に従い、火気の取締りを行う。

（点検調査員）

**第5条** 防火管理責任者は、庁舎内における消火設備、警報設備、避難設備その他防火管理に係る設備（以下「防火管理設備」という。）の適正な管理及びその機能の保全を期するため、点検調査員を置く。

2 点検調査員は、防火責任者の指示に従い、防火管理設備を点検調査する。

（自衛消防隊）

**第6条** 防火管理責任者は、火災が発生した場合において初期消火活動等を行わせるため、自衛消防隊を設置する。

（その他）

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成8年4月1日から実施する。